

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

申告漏れ相続財産のトップは現金・預貯金

Q：相続税調査の結果がまとまったようですが、その内容を教えてください。

A：仮装、隠ぺいがあったとして重加算税が課された件数が過去最高を記録し、また、申告漏れ相続財産額のトップが、土地に代わって史上初めて現金・預貯金となりました。

【解説】

国税庁は、このほど、平成9事務年度（9年7月～10年6月）における相続税の調査状況等を取りまとめました。

それによると、実地調査が13,495件行われていますが、これは対象となる平成8年分申告件数の約7件に1件に該当し、他税目の実地調査割合に比べてかなり高いものです。

また、実地調査の96.7%、13,043件から何らかの申告漏れが発見され、1件あたりの平均申告漏れ課税価格は4,032万円、申告漏れ税額は889万円となっています。

申告そのものが縮小したせいも申告漏れの規模も小粒化していますが、相続財産の仮装、隠ぺいがあったとして重加算税が賦課された件数が2,842件と過去最高に達しています。

悪質事例では、海外に所有する不動産やゴルフ会員権を申告から除外していたケースや、多額の金地金をベッドの下や仏壇に隠していたもの、架空名義の郵便貯金証書をタンスに保管し除外していたもの、不動産ブローカーに依頼して多額の架空債務を計上していたもの、架空・家族名義の株式を隠していたものなど、不表現資産を中心に悪知恵を凝らしたケースが挙げられています。

